

陳 情 文 書 表 (令和元年11月29日定例会提出)

陳情第22号

耐震診断における項目の地盤の状況報告の改善に関する陳情書

令和元年10月25日受理

陳情者 奈良県橿原市新口町175番地12
稲岡邦彦

〔願意〕

現在の耐震診断の項目の中にある地盤の状況は目視、ロケーションなどにより判断されているが、地盤調査なしには判断し得ないので、現状から改善の必要があり、耐震診断時に地盤調査をするべきであると陳情いたします。

〔理由〕

耐震診断の項目中には、地盤の状況を判断する項目があります。現在、耐震診断士が目視、ロケーションなどにより判断しています。

ですが、地盤の硬軟の状況は地盤調査を行わなくては知ることができません。特に、奈良県の盆地部において第3種、第4種地盤地域が多く分布しており、表層地盤が軟弱です。丘陵地においても宅地造成時の盛り土の転圧状況により、軟弱な地盤の宅地も存在します。

見えない地盤を判断するのに調査もせず耐震診断士による目視などだけの判断では、建物の耐震改修工事を行っても、大地震のときに起こり得る不同沈下による基礎の破壊が起こると建物が倒壊するおそれがあり、改修工事の意味をなさない可能性があるため。耐震診断という建物だけに重きを置くだけでは、防ぐことができない、地盤調査を必ず盛り込む必要があると思われるため。